

広島県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類	二 路線名	三 道路の区域
一般国道	一九一号	間
一般国道	四三三号	間

区	新	旧	の新別旧
山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六五九番一 地先から 山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六六四番一 地先まで	九五・五〇(一一)	八五・五〇(一一)	(メートル)幅員 敷地の
山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六五九番一 地先から 山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六六四番一 地先まで	一四〇・〇〇	一四〇・〇〇	(メートル)延長
	二号と重複 一般国道一九	拡幅	三号と重複 一般国道四三

区	新	旧	の新別旧
間			
一般国道			
四三三号			
間			